

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

( 建築指導課 )

ページ  
一

## 規則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の免許申請書には、申請日前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

第二条第一項中「二級建築士免許証又は」の下に「別記第一号の様式による」を加える。

第四条第一項中「前条第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「かつ」を「前項の規定による申請があつたときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は免許証明書に記載された事項に変更があつたときは、登録事項変更届に併せて免許証用写真を貼付した別記第三号様式による免許証書換え交付申請書を知事に提出し

なければならない。

第五条第一項中「別記第四号様式」を「免許証用写真を貼付した別記第四号様式」に改める。

第九条の十四中「第一条第一項、第二条及び第四条から第七条の二までの規定は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合に準用する。この場合において」を「指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第一条、第二条及び第四条から第七条の二までの規定の適用については」に改め、「(第一条第一項)の下に「及び第六条第一項から第三項までの規定」を、「別記第一号様式」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と「の下に」、同条第二項中「免許証用写真」とあるのは「免許証用写真」と「を」、「二級建築士免許証又は」の下に「別記第二号の二様式による」を加え、「及び第五条第二項」を「中」免許証用写真」とあるのは「免許証明書用写真」と、「別記第三号様式による免許証書換え交付申請書」とあるのは「指定登録機関の定める様式による免許証明書書換え交付申請書」と、同条第三項に「別記第四号様式」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と、「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書用写真」と、「別記第四号様式による免許証再交付申請書」とあるのは「指定登録機関の定める様式による免許証明書再交付申請書」と、同条第一項中「免許証」とあるのは「免許証明書」に、「及び第一項」を「から第三項までの規定」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

第 1 号様式 ( 第 1 条関係 )

( 表 )

二級  
木造建築士免許申請書

〔記入上の注意〕数字は、算用数字を用い、欄の記入をせず、のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

私は、二級木造建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添え、申請します。

私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_  
( 署 名 )

岐阜県知事 様

氏名		生年月日	年 月 日	写真
本籍		性別	男 女	1 縦 4.5 cm、横 3.5 cm の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証明書に転写されます。
現住所				
試験	二級木造建築士試験に合格した時期 年			
	合格日付	年 月 日	合格番号	第 号

欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる	いない
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	ある	ない
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	ある	ない
	4 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある	ない
	5 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある	ない

審査				
登録番号	登録年月日		受付番号	

(裏)

## 岐阜県収入証紙納付書

納 入 者	住 所			
	氏 名		貼付金額	円

ここに、岐阜県収入証紙を貼ってください。

## 注 意

- 1 国の収入印紙と間違えないでください。
- 2 収入証紙は、納入者において消印しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。



別記第二号様式の次に次の様式を加える。



別記第三号様式及び別記第四号様式を次のように改める。



第 3 号様式 ( 第 4 条関係 )

( 表 )

二級  
木造

建築士登録事項変更届・免許証書換え交付申請書

私は、

このたび下記のとおり登録事項に変更が生じたので、岐阜県建築士法施行細則第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

岐阜県建築士法施行細則第 4 条第 2 項の規定により書換え交付を申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

( 署 名 )

記

登録事項		変更
1 氏 <small>ふ り が な</small> 名		
2 生 年 月 日		
3 性 別		
4 登 録 番 号		
5 登 録 年 月 日		<b>写真貼付欄</b> 注意 1 . 申請者本人のみ 2 . 6 ヶ月以内に撮影したもの 3 . 正面、無帽、無背景 4 . 縦 45mm × 横 35mm  写真の裏面に氏名を記載してからのりでしっかりと貼り付けてください。
6 変 更 年 月 日		
7 変更の理由		

注意事項

- 1 建築士登録事項変更届のみを提出する場合は表題の「免許証書換え交付申請書」を見え消しとすること ( 写真貼付は不要 ) 。
- 2 書換え交付申請のみを行う場合は、表題の「建築士登録事項変更届」を見え消しとすること ( 変更欄及び 6 変更年月日は記入不要。 7 変更理由には「カード型免許証へ切り替え希望」と記載すること。 ) 。
- 3 表題中「二級」あるいは「木造」を選択し、該当する本文の  に  を記入すること。
- 4 登録事項変更届には 6 ヶ月以内の戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。
- 5 書換え交付申請には当該免許証を添付すること。

(裏)

## 岐阜県収入証紙納付書

納 入 者	住 所			
	氏 名		貼付金額	円

ここに、岐阜県収入証紙を貼ってください。

## 注 意

- 1 国の収入印紙と間違えないでください。
- 2 収入証紙は、納入者において消印しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 4 号様式 ( 第 5 条関係 )

( 表 )

二級  
建築士免許証再交付申請書  
木造

私は、このたび免許証を汚損、亡失しましたので、岐阜県建築士法施行細則第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

( 署 名 )

記

1 氏 <small>ふ り が な</small> 名		<b>写真貼付欄</b> 注意 1 . 申請者本人のみ 2 . 6ヶ月以内に撮影したもの 3 . 正面、無帽、無背景 4 . 縦 45mm × 横 35mm  写真の裏面に氏名を記載してからのりでしっかりと貼り付けてください。
2 生 年 月 日		
3 性 別		
4 登 録 番 号		
5 登 録 年 月 日		年 月 日
6 汚損又は亡失の年月日		年 月 日
7 汚損又は亡失の理由 ( 具体的に詳しく記入のこと。 )		

注意事項

- 1 免許証を汚損した場合は、当該免許証を添付すること。
- 2 免許証を紛失した場合は、当該紛失を証する書類 ( 注 : 官公署の発行する天災その他の理由により滅失したことを証明するものをいう。 ) 又は市町村長の発行した身分証明書を添付すること。

(裏)

## 岐阜県収入証紙納付書

納 入 者	住 所			
	氏 名		貼付金額	円

ここに、岐阜県収入証紙を貼ってください。

## 注 意

- 1 国の収入印紙と間違えないでください。
- 2 収入証紙は、納入者において消印しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の別記第二号様式(以下「旧様式」という。)による二級建築士免許証及び木造建築士免許証は、改正後の別記第一号様式及び別記第二号の二様式(以下「新様式」という。)にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式による二級建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は旧様式による木造建築士免許証の交付を受けている木造建築士は、それぞれ新様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、改正後の第四条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請とみなす。

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター